

告 示

埼玉県告示第八百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド埼玉新座店

埼玉県新座市野火止六丁目七百二十番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

児童生徒通学路指定路における登下校時の車両の出入りについて、特に安全に配慮してください。

二 縦覧期間

平成二十五年六月七日から平成二十五年七月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター